
平成 1 7 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日

上富良野町議会

目 次

第1号（11月28日）

| | |
|-----------------------|---|
| ○議 事 日 程 | 1 |
| ○出 席 議 員 | 1 |
| ○欠 席 議 員 | 1 |
| ○遅 参 議 員 | 1 |
| ○早 退 議 員 | 1 |
| ○地方自治法第121条による説明員の職氏名 | 1 |
| ○議会事務局出席職員 | 1 |
| ○開 会 宣 告・開 議 宣 告 | 2 |
| ○議会運営等諸般の報告 | 2 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 2 |
| ○日程第 2 会期決定の件 | 2 |
| ○日程第 3 議案第1号 | 2 |
| ○閉 会 宣 告 | 7 |

平成17年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

| 議案 番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|----------|----------------------------|--------|--------|
| 1 | 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 11月28日 | 原案可決 |

平成 1 7 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録 (第 1 号)

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日 (月曜日)

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月28日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 2番 | 徳島稔君 | 3番 | 岩崎治男君 |
| 4番 | 梨澤節三君 | 5番 | 小野忠君 |
| 6番 | 米谷一君 | 7番 | 岩田浩志君 |
| 8番 | 吉武敏彦君 | 9番 | 米沢義英君 |
| 10番 | 仲島康行君 | 11番 | 中村有秀君 |
| 12番 | 金子益三君 | 13番 | 村上和子君 |
| 14番 | 長谷川徳行君 | 15番 | 向山富夫君 |
| 16番 | 渡部洋己君 | 17番 | 西村昭教君 |
| 18番 | 中川一男君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 1番 清水茂雄君
-

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 尾岸孝雄君 | 助 役 | 田浦孝道君 |
| 総務課長 | 佐藤憲治君 | 企画財政課長 | 北川雅一君 |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 中田繁利君 | 次 長 | 藤田敏明君 |
| 主 査 | 大谷隆樹君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・閉議宣告

議長(中川一男君) ご出席誠にご苦労に存じます。ただ今の出席議員は17名でございます。

これより平成17年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長(中田繁利君) ご報告申し上げます。

今臨時会は、11月25日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号の1件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 米 谷 一 君

7番 岩 田 浩 志 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第3 議案第1号、上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(佐藤憲治君) ただいま上程されました、議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。今年の8月に人事院が国家公務員の給与につきまして行いました勧告内容に基づき、本町の職員給与についても労使間において協議して参りましたが、概ね国家公務員の給与の改定内容に沿って改定する事で合意致しましたので本条例を提案するものであります。今般の人事院の給与改定勧告内容につきましては、官民給与の較差を解消する為俸給表の引き下げ改定が行われる所でございます。この他配偶者に係る扶養手当の支給月額引き下げが行われる一方で、期末勤勉手当について民間の支給割合に見合うよう引き上げ改定が行われるものであります。この度の改定の実施時期は、勤勉手当の支給月数に関する規定を除き、本年12月とされた所でございます。さらに本年4月から実施時期までの期間に係わる官民格差相当分の解消を図るため、所要の調整措置を12月期の期末手当で講じる事とされております。このような事から本町職員の給与につきましても、ただいま申し上げました人事院の勧告内容に準じて給与条例を改正すべく提案する次第で、この改正による影響額は総体で約35万円の減となる所でございます。それでは、本議案について以下条文ごとに要約しましてご説明してまいります。まず改正条例の第1条では、職員の給与に関し本年12月から適用させるための配偶者扶養手当の額と12月分期末手当の特例額を定める事及び新給料表についての条文の改正を行っております。その1点目の扶養手当であります、配偶者に対する額

を現行の13,500円から500円引き下げて13,000円に改めます。2点目は、本年12月に支給する勤勉手当の額について現行の100分の70を100分の5引き上げて100分の75とし、本年のみの特例額と致します。また、再任用職員に係わる支給額についても職員の額を読み替えて定めておりますが、本年の12月分を現行の100分の35を100分の5引き上げて100分の40とした所であります。3点目は、別表第1で定めています行政職給料表及び別表第2で定めています看護職給料表につきまして、国の引き下げられた給料表の内容に沿って一律に0.3%引き下げ改定を行っているところでございます。次は第2条でございますが、6月及び12月に支給する勤勉手当の額を本来の水準とする為、平成18年度から適用することの内容を定めておまして第1条で定めております本年12月の特例額100分の75を100分の2.5引き下げ100分の72.5に改めるもので、このことにより6月分につきましても同じ支給額となるところでございます。次に附則について申し上げます。まず第1項につきましては、ただいま申し上げましたように本年12月から適用するものと平成18年度から適用するものがあるため、施行期日を分けて定めるものでございます。附則第2項から4項までは、給料表が替わる事によりましてその号級を超える給料月額の変更方法をはじめ、施行日前の移動者の号級等の調整方法などを規定してございます。附則第5項では、本年12月の期末手当の額に関する特例措置を定めております。内容と致しまして、4月から11月までの官民との実質的な均衡を図るため、4月の給与に格差率を乗じて得た額にさらに経過月数を乗じて得た額と本年6月に支給された期末勤勉手当の額に同じく格差率を乗じて得た額の合計額を12月期末手当額から除いて得た額が今年度の12月期末手当の額とするものであります。附則第6項は、規則への委任規定でございます。以上で議案第1号の説明と致します。ご審議賜り原案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

議長(中川一男君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) お尋ねします。ボーナスの方

で官民格差解消という事で引き上げをするという事なのですが、どこを基準にしてどこの民意を基準にしてそういう事になるのかなとこの辺のところご説明をお願いします。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(佐藤憲治君) ただいまの勤勉手当の関係のご質問でございますが、人事院におきまして、全国ベースの民間の実態と国家公務員の実態これを比較しまして、逆転現象にあるという事でその差分を今回改定というようなかたちになってございます。

議長(中川一男君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 今、地方公務員は高いといわれているんですよ、国家公務員より高いと、ここもラスパイレスが100ぐらいですか、下がってですね。そういうところで非常にこれいわれております。地方公務員給与は高いとすべてが高いという事でですね。それでもって国家公務員に合わせていくという事は話が合わない、報道されている事が間違っているのかなと私の受け止め方が。この辺、私が町民の方に説明できないですね。報道されていることと今やっていることが合わないと感じるのでわかりやすく、具体的にご説明して頂ければありがたいと思うのですが。

議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 4番梨澤議員のご質問にお答えします。ただいま上程致しました議案につきましては、本年度の国家公務員に対しましての官民格差を是正するという勧告を4月1日の時点をもちまして、勧告がなされた状況であります。今議員のお尋ねの内容につきましては、同じように人事院から勧告がなされまして、この年明けから新しい給料表を持ちまして取り組むという内容で勧告受けましたことから、本町におきましても組合の方に対しまして来年以降、今言われるような国家公務員の地域格差を付けるという考え方の基に、国公準拠の基に職員組合の方とも調整中であります。この関係につきましてはまた改めまして議会の方に関係条例を上程したいというふうに考えてございますので本議案とは直接関係ないという事かそういう内容を今回は網羅していないという事でご理解を頂きたいと思います。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番(西村昭教君) 今までこういう給与改正等人事院勧告に従って右倣えしてきて条例改正してきたという事で、今助役の話でいえば国家公務員との格差という事なんですけども、うちの町自体の財政でみるとこの自治体も抱えている問題だと思っんですけども、町長が行政改革だといっているのと事業の見直しなんかもして補助金の見直しもして、住民に負担を強いるような場面も多々出てくると、これからも出てくるだろうという部分で、この職員の人件費の占める割合というのは、財政の中で非常に大きなウエイトを占めてる訳ですけども、今後今の財政60億まで絞っていかなければならないと言っている中で、人件費相当の分野の対する考え方という部分で人事院勧告だけに右倣えしているのでは、今の地方自治体財政の厳しさというのは、厳しさの方がどんどん進んできてそれに追いついて対応していくための取り組みというのは、後手後手というか遅れていくような気がする。むしろ先行してやっていかないとその厳しさに対応できないという感じで私は見ているが、今後うちの町のこれに対する取り組み、組合との話でもあると思うがそういう部分でどういう考え方を持っておられるのか、具体的にどういうものの手をつけてやっていきたいと考えておられるのか。そこら辺のともし具体的に考えておられるならば合わせてご説明願えればありがたいと思っんですけども、どう考えておられるかひとつお願いします。

議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 17番西村議員のご質問にお答えします。すでに人件費の適正化につきましては、この年度に行財政改革の実施計画を持ちまして内容を周知したところでございます。内容的には、16年度ベースから15%程度縮減するという内容で今取り組んでいるところであります。財政の状況に応じましてその人件費のありようにつきましても変化するものと思っておりますが、いずれにしましてもその財政の状況が19年度以降どのような形になるのかについては、非常に見極めをしないと輕輕に語れない訳であります。いずれにしましても縮減傾向にあるのは事実であります。そのような事からまず当町としましてはこの15%の達成を目標に、それぞれ組合とも今調整中でございますし、本年度8月

に勧告されました国公の状況につきましても優先的に当然取り組むという事で、財政の事情とその中での人件費の状況がどの程度になるのか、どの程度がふさわしいのかにつきましても、また他の町村の状況も充分見極めなければいけないというふうに思っています。すべてが国準拠という姿は少し崩れつつありますので、他の自治体の動向を見ながら当町の財政状況に応じてどの程度が相応しいかについて慎重に見極めをしたいと思っております。当面は今、行財政改革の実施計画に掲げている内容を具体的に取組むという事が基本スタンスという事でご理解を頂きたいと思っております。

議長(中川一男君) 17番西村昭教君。

17番(西村昭教君) 今計画で示しているものを進めると当面そういう考えでいるという事ですが私言ったのは、それでは間に合わなくなるんでないのという事でさっき言ったんですから、それともう一つは、他町村をみてというけど他町村を参考にしないでいいと思っんですけども、うちの町の財政を考えてやっていく訳ですから、よその町の財政考えてうちの町の事取り組む訳じゃないんだから、うちの町でどうするかという事で今15%と言っているけども、今まで取り組んで例えば職員減ってきますよ定年退職で、これは黙っていても減っていくんですよ。なにもしなくたって時期が来たら。町民が求めるのはそれだけじゃないんですよ、そういうものも含めて今の中でどうしていくんだという事の視点で見るべきだと思うし、私らもそうやって見るんですけども、ですからそこら辺のところで厳しさの方が早く来て、計画は順調にやりますといっても間に合わないんでないかと言っているんです。ですからできるものから早いうちから取り組むべきだと思うし、そういう考え方があるのかどうかという事で言ったら今のような答弁ですから、やっぱり考え方を改めていくべきだと思います。そこら辺のところで具体的に、来年からでも取り組んでいくという考え方ははっきりあるならば示していただければいいし、今のところは計画に合わせてというけども、もうそういつている場合ではないというような気がするんですけども、そこら辺どう認識されているか。

議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 西村議員のご質問にお答え

します。私どもも給与のあり方につきましては、どの水準が妥当かについては非常に判断をするのに困難を極めるところであります。いずれにしましても地方公務員法等の法令の中でも給与の基本原則がございますので、その中で他のそういう自治体との均衡という事が基本の項目になってございます事から、ただいま申し上げたような事で当然その給料の支給を支える財政の状況がどうなるかによりまして他の水準を語る状況でなくなることについては、私どもも承知しているところでありますが、いずれにしましてもあらゆる角度から妥当な姿がどの水準かという事を見極めなければならぬという事で申し上げたところであります。来年に向けましては、他の議員からもございましたように人事院の中で給与水準を4.8%ほど縮減するというような事もありますので、その実施移行に向けまして今取り組む予定となっておりますし、もう少しいえば組合との中で今調整中ではありますが以前もお話ありましたように、役職加算の問題等につきましても今継続で交渉中でございますので、これらにつきましても来年度には実施移行すべく鋭意取り組んでいるところでありますし、あと各種手当につきましても今までも改善に取り組んでいるところでありますが、さらにこの状況を踏まえまして適正な姿にすべく改善検討してございます。あとは、職員数の適正化計画に付きましてもご案内のとおりその計画に基づいて取り進めてますことから、あと残されたのは給与の水準的なものの妥当性をこれから充分慎重に見極めていかないとならないという事でございますので、その決定には今議員が言われるように財政の状況も充分大きな要素となりますので、そういう状況変動に相応しい妥当な姿にしなければならぬという事が課題となっております。そういう受け皿の財政状況がどう推移するかも充分慎重に見極めながら対処したいと思っておりますので、来年何と何と何を間違いないかやるといふ事については、今の段階で明確に申し上げられない状況もありますが、いずれにしましても段階的に縮減効率化に向けた取り組みをしていくというのが、人件費に対する基本スタンスでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 説明は理解はできるんで

すよ。ですけど私から見るとまだまだ検討して早く手をつけてもいいようなものもいっぱいあるような気がするんですね。例えば今手当の部分で言った役職加算、例えば管理職手当だと思うんですけど。例えば私よく言っている事なんですけども年齢なり勤務年数によって違ふと。こういう部分でもうちちょっと見直す事ができないのかという部分と職員の適正配置と言っていますけれども、今は採用していない、控えていますから減った人数の中で今のこの行政を進めて行く訳でどうするかという事の考え方が僕はネックだという気がするんですよ。主にしているような気がするんです。むしろ仕事に対してどれだけいるのかという事の基準がないですから、なかなか数字としては必要人数というのはだせないのかもしれないんですけども、そこら辺のともう少し職制の見直しといいますか一人一担当体制なのか、今のスタッフ制の中で二つをみているのかどうかという部分はちょっと私も詳しくわかりませんが、もっともつめると見直しかけていって効率化を図れるものは、私は多分にあると思う。そのかわり足りないところ増やさないとならないですから、それは遠慮なく増やしていいと思うんですよ。ただ問題はこれからこういう人件費が行政で随分かかるという部分で、どういう進め方を行政として進めていくかという事の構築も従来のやり方からこれから仕組みも変えていかないとならないと思うんです。いわゆる今言ってる町民との協働の進め方とかってよく町長あげて言っている事もありますけど。そういう部分で視点がもっとこう突っ込んで考えてもいいんじゃないかという気がするんですよ。そういう部分で今助役答弁されたような考え方は基本的にわからんではないんですけども、もっとですわね私は大胆に進めてこれとこれを計画でやりますというのでなくてやれるものは計画3年後だったけども、今からやりますというぐらいの気持ちを持ってやらないと私は間に合わないんじゃないかなと。今の財政がだんだん縮小されていってサービスも低下させていくんじゃないんですよ、それでもいいというならいいですけど住民が求めるのは違いますから、極力下げないでくれ、負担は多くしないでくれという中で進めなければいけないということは、もっと厳しくやらないと私は難しいのかなという気がするんで

すよね。ですからこの条例改正もこれは国もいつているし今までの経過の中でこれはあがってきた事だと思いますけど、うちの町独自として早くやっっていないとだめだという部分で計画どおりやるのではなくて、前向きに1年2年でも早くやれるという考え方がほしいと思うんですけど、そこら辺もうちょっと町長がどう考えておられるか前向きにお言葉頂きたいと思いますけど。

議長（中川一男君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員のご質問にお答えさせていただきます。今行政改革についてのご質問であるというふうに思っております。ただいまご提案させて頂いております議案につきましては、例年職員のベースアップに伴います人事院勧告に伴う対応をさせて頂くと、今回はベースアップではなくて最近ベースダウンという事ですけども、これは従前の対応の中で従前どおり人事院勧告に従った対応を進めていくという事でございます。ご承知のとおり国も今地方公務員の給与体系等々につきましても、今見直しをかけて地方と都市部との格差についても検討しているところでございますが、現在我が町におきましては、先に助役からお話ございましたように、16年から始まっております行財政改革の実施計画に基づいて取り進めさせて頂いている。平成11年から行財政改革を進めまして、そのうちの70%近くは内部改革、職員の勤勉手当あるいはいろんなものを削減しながら改革の70%近くは対応させて頂きました。町民の皆様方にご負担を頂いたのは30%近くという事で、今日まで15年までの行革の中で対応させて頂いているという事は常に行革の報告をさせて頂いている。率につきましては、いくら違いがでできますけれどもそのような割合で改革を進めさせて頂いた。それから16年度から行革を進めていて平成20年の第4次総合計画の最終年度までの行革の実施計画を立てさせて頂きまして、議員の皆様方にも中期財政計画をご提示させて頂いているところではありますが、その中で基本的には人件費は15%の削減を果たすという事が削減の目標でございます。その為に今、西村議員からもお話ありましたように、職員の適正配置の対応を図りながら定年退職の補充をしない、最大限抑えていくという事ではありますが継続的な行政執行をしていくため

には、まったく新規採用を抑えてしまうという事は、将来的に行政執行上におきます課題が残るといような事から、少なくともその状況に応じては毎年何名かの最小限の採用を図って職員の継続を図っていかねばならないというふうにも思っております。ところでありますが、そういった事を含めても相対的に15%の削減をするという事は、議員からご質問ありましたけれども町民の皆様方がそういうふうに見ているのではないかというご質問ありましたけれども、人件費の15%を削減するのに職員だけを減らして今の給与はそのまま保障して15%の削減にはまっとなりません。それだけ削減をするという事になりますと人員だけで対応するという事になりますと、これはもう行政執行はできません。それぞれの所属に必要な人員を配置する事はできません。今それらの事を含めながら組織機構の改革を図って、今までの縦割りの行政執行そして職員一人一人にあんたはこの仕事をするんだよ、あんたはこの仕事をするんだよという事で私から直接辞令を交付しておりました。それではその仕事だけをしていけばいいわけですけども、それでは人員の調整ができない。1年12ヶ月この仕事がずうっとある部署と夏の期間なら夏の期間、あるいは春先なら春先の期間しかない仕事があるわけでありまして、春先しかない職員にこの仕事をという事で私は辞令を出していた。業務がなくなった時どうするのといったら、なかなか他のところを手伝えと言ってもなかなか難しいという事もありまして、今相対的にスタッフ制をとっているという事でいろんな仕事の分配をする事によって、人員をある程度押さえる事ができる。今スタッフ制につきましても16年の4月から全面スタッフ制をとって対応しているという事で、まだ充分私共もその検証が充分なされておられません。私としては、この18年来年の1年かけて充分このスタッフ制の検証をして、19年度に議員らもご承知のとおり大勢の退職職員がでてまいります。その時にどうするか、それで退職した職員をそのまま新規採用しないですむ体制になるのかどうかを充分検証して対応していきたい。そういった事を含みおきながら必要人員を確保しながら、人件費を16年度のベースで15%削減したい。平成20年まで削減する。それで今日まで徐々にやってきております。先程助

役からも話しありましたように、継続協議として組合と対応しておりますのは、役職加算の問題それに輪をかけていかなきゃならない。それだけでは15%にならない。ですからその上はどうするのか。これはこれからも職員組合と調整しながら、平成20年度にあってはなんともしても歳入と歳出のあったイコールになる財政運営ができるように、最大限取り組んでいきたい。ということで今行財政改革を実施計画に基づいて取り組んでいる。決して私といたしましても議員ご心配のように町民にのみ優先的にご負担をかけていく、内側の血を流す事は後回しにするという様な事には、絶対私としては考えられない。私も議員と同じように町民の皆様方の信頼を得てここに立たせて頂いている以上は、町民の皆様方の側に立つと共に上富良野町の将来の財政運営をどうしていくか、という事を十二分に認識しながら、行財政改革の実施計画、中期財政計画を実直に何としても対応していかなければ、平成21年から始まります第5次総合計画の財政運営は難しくなる。その為にもこの第4次の最終年度までに財政運営をちゃんとしていかなければならない。その為の行財政改革を推進していかなければならない。その為にはやはり歳入については、必要な歳入の増を考えていかなければならないし、歳出につきましては聖域なき改革を図っていかなければならない。削減を図っていかなければならない。しかし最大限重要なのは、最後の最後まで何としても対応したいのは、教育予算と福祉予算は最後の最後まで何とか私個人の考えとしては、何とか守っていければなというふうに努力をしていきたいというのが、この第4次総合計画の最終年度の事業推進にあたっての行財政改革の方向性であるという事をご理解頂きたい。その為に議員の皆さん方の特段の御協力を賜りたいという事をお願いを申し上げたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今回ですね基本給の方で0.3%マイナスをすると、だいたい一人35万ぐらいのマイナスをするという事なんですけども。総体で一人35万ぐらいの減になるとこういうお話なんですけど、ですけれども0.3%マイナスにしたというところをなぜ0.35、0.4今回この0.

3下げましたという所をもうちょっと詳しくそこに落ち着いたという所を説明して頂いたら分かると思うんですけれども。というのは、18年の勤勉手当を見ますと6月で0.25上げた分12月で戻したという感じで、基本給をいじった方が、今回は月額を0.3%下げたから勤勉手当の方で0.5上げたよというまあ仕方ないのかなというふうにあれなんですけども、ちょっと解りにくいんですね18年の勤勉手当をみますと6月で上げた分12月で戻したのかなという感じになるんですけども、0.3を今回マイナスにしたという所の理由付けがもうちょっとほしいんですけど、よろしく願い致します。

議長（中川一男君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 13番村上議員のご質問であります。今回の改正案の趣旨は人事院の給与勧告の内容に沿った提案という事で、給料月額に付きましては官民の格差の中で0.3%給料月額を落とすというようなひとつの勧告でございます。それに沿って本町の職員の給与条例をそれに沿って改正するといった内容でございます。勤勉手当の関係に付きましても同じく先程の議員のご質問ありましたように、国家公務員の期末勤勉の実態の中で民間と比較した中で、今回0.05ですか引き上げの改定という事でこれも本町の条例も人事院勧告に沿った形で改正している内容でございますので、独自なものでないという事でご理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。他になければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決する事に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これにて、平成17年第3回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前 9時38分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 17 年 11 月 28 日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 米 谷 一

署 名 議 員 岩 田 浩 志